

議案第20号 朝霞市障害者ふれあいセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例

福祉部障害福祉課

1 提案する理由

平成29年4月から朝霞市障害者ふれあいセンターで実施してきた特定相談支援事業及び障害児相談支援事業については、2名の正規職員を配置しサービスを提供してきた。昨今、相談件数は増加傾向にあり、かつ、内容は複雑化、長期化している。これらの課題に対応するため、現指定管理期間が終了し、令和9年4月1日から新たに5年間の指定をするこの機会において提供するサービスを見直し、より多くの相談を受ける体制を整備するとともに、多角的な知見による質の向上を図るため、朝霞市総合福祉センターで実施する同一業務と統合し、一元化するものです。

2 改正の概要

(1) 障害者に関する指定管理事業

- ①朝霞市障害者ふれあいセンター及び朝霞市総合福祉センターの2か所で開催している特定相談支援事業及び障害児相談支援事業を統合し、朝霞市総合福祉センターに一元化するため、当該事業を指定管理業務から削除するもの。（改正前条例第2条第4号及び第5号を削除）
- ②その他、引用条項を整理するもの

(2) 施行期日 令和9年4月1日

担当

福祉部障害福祉課障害給付係
463-1599